

■議会基本条例の検証結果(平成29年9月)

検証項目	条	現状等	今後の取り組み			具体的に取り組む内容
1. 議長、副議長選挙の透明化	第6条	立候補制、所信表明等を実施していない	要検討			立候補等に関する規定を定め、市民に分かりやすい正副議長選挙のあり方を研究します。
2. 議会だよりの発行	第7条	音訳版(声の市議会だより)を含め、年4回発行している			継続	
3. 議会ホームページの更新		会議録検索や映像配信を含め、主要な事項を掲載			継続	
4. 会議日程の公表		代表質問・一般質問の各質問日の発言者数を定めた予定表を含め、ホームページで公表している			継続	
5. 議案に対する賛否の公表		議会だより及びホームページで公表			継続	
6. 請願提案者の意見陳述の機会の場の設定		請願者の意見陳述に関する要領を制定し、平成28年中の請願4件中、全て請願者の意見陳述あり			継続	
7. 市民の皆さまとの意見交換会の実施		第8条	広報広聴委員会が中心となり、全議員で役割分担し、年2回定期的に実施している		改善・拡充	
8. 一問一答方式の運用	第9条	質問の論点・争点を明確にするため、代表質問・一般質問ともに一問一答方式としている			継続	
9. 反問権の付与		平成28年第4回定例会で反問権の行使あり			継続	
10. 文書質問の活用		平成25年9月に文書質問がされたが、それ以降はない			継続	
11. 法96条第2項による議決事件の追加	第10条	2つの議決事件を定めている	要検討			市政の方向性に影響するような政策、市政全般にわたる重要な計画等の議決事件の追加を行っていきます。
12. 委員会での議論の場の設定	第12条	委員会での質疑の後、議論の場を設けている			継続	
13. 積極的な議案提出		直近では、滋賀国体「水球競技」の長浜市開催を可能とする「多目的温水プール」の新設を求める意見書を可決した		改善・拡充		組織的に取り組む体制づくりを検討します。
14. 専門機関の設置	第13条	これまで設置はないが、専門家との連携や調査機関を活用し、市の重要課題に対して議会独自の視点で対応することが必要である			継続	
15. 行政視察の実施・公表		視察結果は、ホームページ等で公表している			継続	
16. 政策討論の実施	第14条	テーマを決め議員間で自由討議する場を設けていない	要検討			環境づくりをする為に、先進事例を調査、研究します。
17. 公聴会及び参考人招致の活用	第15条	必要に応じ、参考人招致を行っている			継続	
18. 閉会中の常任委員会の開催		開催中			継続	
19. 政務活動費に関する書類の公表	第16条	収支報告書をホームページで公表			継続	
20. 専門家の招聘、市民との懇談会、議員研修会の開催(年1回以上)	第17条	専門家や有識者を講師として研修会を開催している			継続	
21. 他の自治体議会との交流及び連携	第18条	研修会や要望活動のため、敦賀、高島、米原市と協議会を設置している			継続	
22. 議会事務局の機能向上	第19条	滋賀県市議会議長会により龍谷大学とのパートナーシップ協定を締結し、機能向上に努めている		改善・拡充		法制実務専門員の設置や、軍師ネットワーク、他市との連携によりレベルアップを図ります。
23. 議会図書室の充実と公開	第20条	図書購入の際、議員アンケートを行い、充実を図っている			継続	
24. 予算に対する議員への意見聴取	第21条	全員協議会で説明のうえ、議員活動に要する予算を確保している			継続	
25. 議員定数の検討	第22条	平成26年8月から26人(4人減)	要検討			定期的に議員定数の適正化を議論する機会を設けます。
26. 議員報酬の検討	第23条	長浜市特別報酬等審議会の答申を受け、平成28年4月に改定(3%増)	要検討			定期的に議員報酬の適正化を議論する機会を設けます。
27. 長浜市議会議員政治倫理条例の遵守	第24条	政治倫理審査会が開催されたことはない			継続	
28. 改選後の研修の実施	第25条	改選後に研修を行っている			継続	
29. 条例の目的の達成度に関する評価と検証	第26条	平成29年1月から検証作業に取組み、有識者(第3者)の評価、結果の公表を実施			継続	